

小川・鶴間地区の住居表示実施に伴う新しい町区域と町名案について

公聴会を開催します

～ 意見を述べる方（公述人）を募集します ～

町田市議会建設常任委員会は、小川・鶴間地区の住居表示実施に関する議案審査にあたって、以下のとおり公聴会を開催します。

この公聴会は、平成27年（2015年）第3回町田市議会定例会で市長から提案のあった小川・鶴間地区の住居表示の実施に関し、住民の方から変更の請求が提出されたことから、審査の参考とするため、新しい町区域と町名案について、該当区域内に住所や事業所などを有する方のご意見を聞くものです。

案 件	第79号議案 町区域の新設及び変更について	
日 時	2015年11月6日（金） 午前10時	
場 所	町田市庁舎3階 第1委員会室	
公述人について	対象者	当該住居表示実施区域内（別図）に住所、事業所などを有する方
	公述人の決定	申し出られた方の中から委員会が選定（6人以内。申し出者が6人を超えた場合は原則抽選とし、賛成者又は反対者のいずれか一方に偏らないように選考）し、10月下旬頃に文書で結果を通知します。
	申し出の方法	「公聴会の公述人申出書」（別紙の様式A4判：市議会公式サイト（ http://www.gikai-machida.jp/index.asp ）からダウンロードすることもできます。）に必要事項を明記して、 10月16日（金）午後5時必着で郵送または持参してください。 送付先『〒194-8520 町田市森野2-2-22 町田市議会事務局 宛』
傍聴について	傍聴券の交付を受ければ、どなたでも傍聴することができます（定員30名）。傍聴券は、市庁舎3階エスカレーター先のカウンターで当日の午前9時30分から先着順に交付します。 なお、市議会公式サイトで生中継を行う予定です。	

※公聴会当日の流れは裏面、小川・鶴間地区における住居表示検討の経過及び新しい町区域と町名案については別紙参考資料をご参照ください。

【問い合わせ先】（平日 午前8時30分～午後5時）

（住居表示（新しい町区域と町名案）に関すること）土地利用調整課土地利用係

TEL：042-724-4254 FAX：050-3161-6271

（公聴会に関すること）議会事務局議事係

TEL：042-724-2550 FAX：050-3161-7663

公聴会での意見陳述を希望される方へ

○公聴会とは

公聴会とは、委員（市議会議員）が特定の案件について審査の参考にするために、専門家や住民の方などから賛否の意見を聞く制度です。

公聴会で意見を述べる人を「公述人」といいます。

公述人は、公聴会で案件に対する賛成または反対の意見を述べることができます（案件の範囲を超えて発言することはできません）。

○公聴会当日の流れ

公述人 委員会室へ入室し着席する（公述人全員が入室します）



公聴会の開始



それぞれ委員会が指定した順番に意見陳述をする

（一人10分以内、終了1分前と終了時にブザーを鳴らします）



委員からの質疑（公述した内容について質問）に回答する

※公述人から委員に対し質疑はできません



質疑終了後、委員会室を退室する（公聴会終了）



公聴会終了後、建設常任委員会で案件（議案）の審査を行います

◆公聴会中は、委員長の指示に従って発言してください◆

○公聴会の公開について（注意点）

意見陳述は公聴会開催中に行いますので、公述人の住所、氏名、発言を記録として残します。また、公聴会の映像を生中継及び録画放映でインターネット上に公開しますので、意見陳述の際、公述人の容姿が映り込みます。

公聴会の公述人申出書

案件 第79号議案 町区域の新設及び変更について
(市長が提案する、小川・鶴間地区の住居表示実施に関する議案)

上記の案件について、下記の注意事項に同意のうえ、公聴会で意見陳述することを申し出ます。

意見陳述をする方(当該住居表示実施区域内に住所、事業所などを有する方に限ります)

住 所	町田市		
ふりがな			
氏 名	㊟ (自署の場合は押印不要)		
連絡先 (電話番号)			
第79号議案 に対する賛否	(どちらかに○)	賛成	反対
意見を述 べようと する理由			

※提出期限：2015年10月16日(金)午後5時(必着)

年 月 日

町田市議会議長 様

(注意事項)

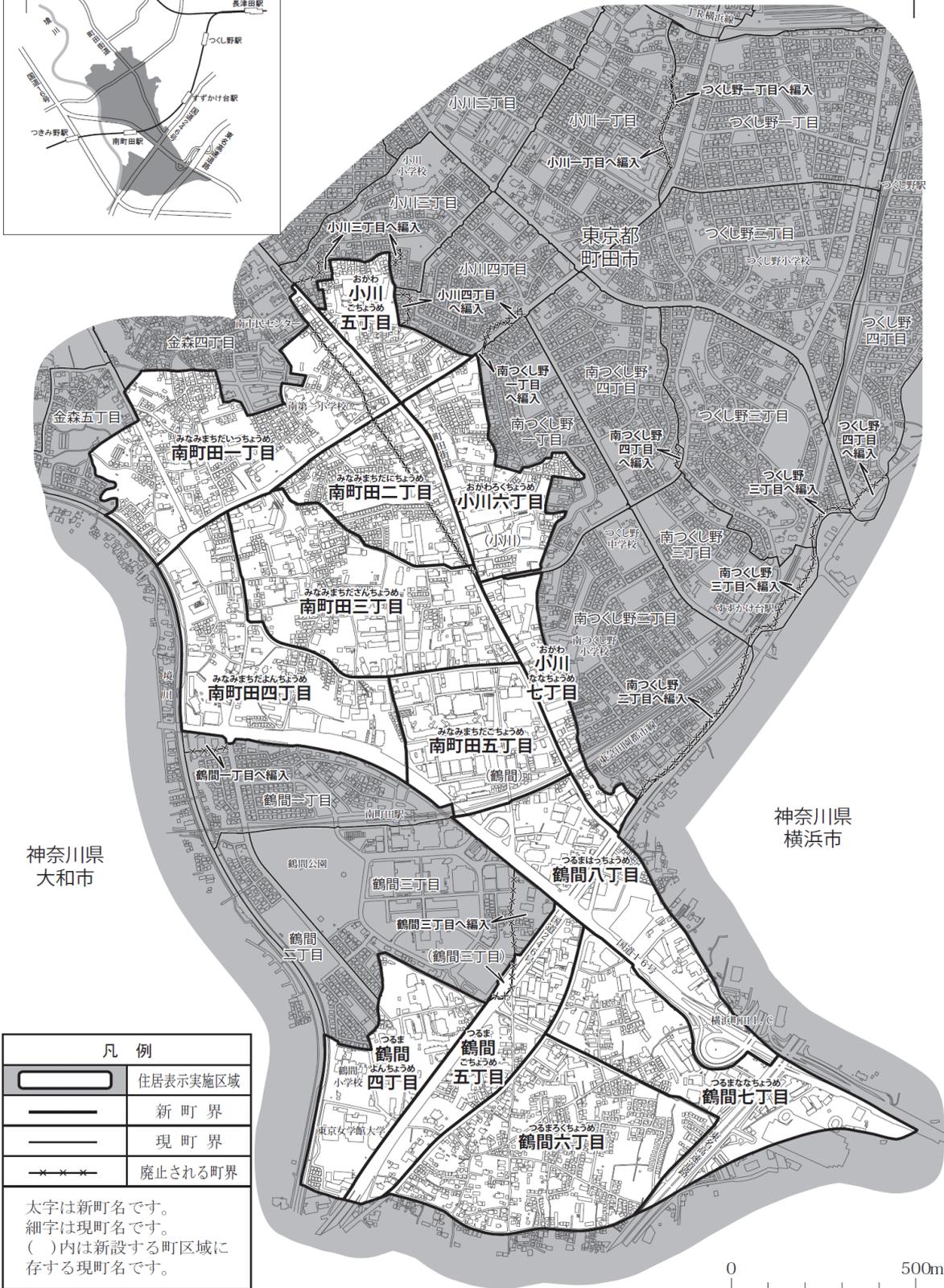
- 1 この申出書に記載された住所、氏名、案件に対する賛否、意見を述べようとする理由及び公聴会での発言は記録として残し、インターネット上にも公開します。
- 2 公聴会の映像を生中継及び録画放映でインターネット上に公開しますので、意見陳述の際、公述人の容姿が映り込みます。
- 3 公聴会中は、委員長の指示に従って発言を行ってください。
- 4 公聴会での意見陳述は10分以内とし、意見を述べた後、委員からの質疑に応答してください。なお、公述人から委員に対し質疑はできません。

小川・鶴間地区における住居表示検討の経過

1. 2012年に次期住所整理実施地区の選定を行い、2016年に小川・鶴間地区を実施することといたしました。
2. 小川・鶴間地区の実施にあたりましては、実施区域の町内会・自治会と商店会やNPOの代表者及び、区域に隣接する町内会・自治会の代表者合せて20人による「町田市町区域の新設に関する市民懇談会(以下「市民懇談会」という。)」を開催し、新町区域や新町名を検討していただきました。(計5回)
3. 市民懇談会での検討内容は、町内会・自治会の回覧で4回お知らせすると共に、町田市公式ホームページで5回お知らせいたしました。
4. 市民懇談会でまとめていただいた内容をもとに、市の案として2015年3月20日の「町田市住居表示整備審議会」へ諮問し、原案どおりの答申を得て、2015年6月2日に、新設する町区域及び町名の案として公示いたしました。
5. 上記案に対して区域内の方から、2015年6月29日に、住居表示に関する法律(以下「法」という。)第五条の二第2項の規定に基づく変更の請求書が提出されました。
要旨は、「南町田」の名称に替わり「鶴間の地名が残る様に」求めているものです。
6. 当該変更の請求書は、署名し押印したものの数が50名以上であることを選挙管理委員会により確認し、法第五条の二第4項の規定に基づき当該変更の請求の要旨の公表については、2015年7月10日に告示いたしました。
7. 第79号議案については、当該変更の請求書を添えて、2015年8月20日に提出しております。

年 月	内 容
2012年8月	次期住所整理実施地区の選定決定
2014年11月～ 2015年1月	「町田市町区域の新設に関する市民懇談会」(計5回) 町内会・自治会へ検討内容の回覧依頼
2015年2月	市民懇談会での報告書を市長へ提出
2015年3月20日	町田市住居表示整備審議会へ諮問し、原案どおり答申を得る
2015年6月2日	新設する町区域及び町名の案を公示(広報掲載)
2015年6月29日	変更の請求書の受付
2015年7月10日	変更の請求書の要旨を告示

新しい町区域と町名案



凡例	
	住居表示実施区域
	新町界
	現町界
	廃止される町界
太字は新町名です。 細字は現町名です。 ()内は新設する町区域に 存する現町名です。	

0 500m

都市づくり部土地利用調整課
042-724-4254